

# 協 定 書

富良野市長 北猛俊（以下「甲」という。）と一般社団法人富良野医師会会長 小山内裕昭（以下「乙」という。）とは、富良野市が実施する任意予防接種費用助成事業（以下「事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（事業の目的）

第1条 この事業は、甲が乙の協力により富良野市任意予防接種費用助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める者（以下「対象者」という。）に対し任意予防接種費用の助成を行うことにより、市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（協定医療機関）

第2条 この事業の協定医療機関は、本協定に基づきあらかじめ乙が甲に対して届け出た医療機関（以下「協定医療機関」という。）とする。

（助成金の請求及び支払）

第3条 協定医療機関は、対象者に要綱第2条に定めるワクチンの接種を実施したときは、要綱第2条に規定する助成金の額を助成金として要綱第5条第1項に定める様式により甲に請求するものとする。

2 前項に規定する助成金の請求は、翌月10日までに要綱第5条第1項の規定により提出があった申請書を添えて行うものとする。

3 甲は、協定医療機関から助成金の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に助成金を支払うものとする。

4 乙は、請求代金が前項の支払期日までに支払われない場合は、その支払い期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その請求金額に政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める率に準じた率で計算して得た額の遅延利息の支払いを請求できるものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 富良野市弥生町1番1号  
富良野市長 北 猛俊



乙 富良野市本町2番27号  
一般社団法人富良野医師会  
会長 小山内 裕昭

